

インド最新リーガルアップデート

2023年5月2日

技術役務提供（FTS）・ロイヤルティーの基本 源泉税率が20%に

公布日
2023年3月28日
施行日
2023年4月1日
根拠法
<ul style="list-style-type: none">2023年インド財政法1961年所得税法1962年所得税規則
管轄当局
<ul style="list-style-type: none">直接税中央委員会（CBDT）
関連資料サイト
<p>直接税中央委員会 （CBDT）発行 2022年7月16日、 2022年12月12日、 2023年3月28日付</p>

背景:

- インド財務省は4月1日以降、インド企業が外国企業（非居住者）に対して技術役務提供の対価やロイヤルティーを支払う際の基本源泉税率を、従来の10%から20%に引き上げました。また、必要に応じてサーチャージやGST補償税（GST Compensation :Cess）等を加味するとしました。
- 今回の改正内容は2023年4月1日に施行されました。

論点

今回の税制変更の意味

- インド企業が外国企業（非居住者）に対して、技術役務提供の対価やロイヤルティーを支払う際、インド企業が源泉徴収税を支払う義務があります。
- 今回の源泉徴収税率の引き上げ（20%）により、二重課税や脱税等を防ぐ租税条約で規定された適用税率（10%）と差が生じています。
- 外国企業（非居住者）は、求められる要件や手続きを満たせば、租税条約で規定された税率の適用を受けることも引き続き可能です。

租税条約に基づく源泉徴収税率の引き下げの恩恵を受けるには？

- 外国企業（非居住者）は以下の手続き（書類）が必要です。
 - フォーム10Fの提出
 - 居住者証明書（Tax Residency Certificate - TRC）
※日本企業の場合、日本国内の税務署で納税証明書を取得
- **フォーム10Fには、以下の事項が含まれています。:**
 - 外国企業（非居住者）の区分（法人、個人等）
 - 外国企業（非居住者）のインドにおける納税者番号（*Permanent Account Number: PAN*）
 - 国籍又は登記されている国
 - 対象年度
 - 外国企業（非居住者）が登記されている国での税務番号（*Tax Identification Number*）
 - 企業の住所
- **フォーム10Fの申請に関して:**
 - **以前の申請方法:** 以前は、オンライン申請が認められておらず、インドから支払いを行う企業（インド国内企業）への書類提出が必要でした。
 - **新しい申請方法（22年7月以降）:** 2022年7月16日以降はオンライン申請が可能になりました。
 - 居住者証明書（Tax Residency Certificate - TRC。日本企業の場合、日本国内での納税証明書）はフォーム10Fを申請の際に添付が必要です。
 - インドのデジタル署名証明書(DSC: Digital Signature Certificate) もしくは電子申請証明コードがフォーム10F申請時に必要です。
- **フォーム10Fのオンライン提出の期限延長について**
 - フォーム10Fの申請は原則としてオンライン申請が義務ですが、PANを持っていない外国企業（非居住者）は、紙での申請が以下の様に認められています。
 - 当初: 2023年3月31日まで
 - 再度延長: 2023年9月30日まで
- **不履行発生時**
 - 源泉徴収を行わない場合
 - 源泉徴収税をインド当局に支払わない場合
 - 低い税率の源泉徴収を行ったり、支払いをする場合
上記発生時、インド側企業及び個人の方で利子の支払い義務や罰則等が生じます。

今回の変更に伴うコンプライアンスについて

- 租税条約に規定された特典を利用し、インドでの税金コストの削減を図る外国企業/非居住者は、以下のコンプライアンスを遵守する必要があります。
 - インドにおける納税者番号 (PAN) 申請
 - インドのデジタル署名証明書(DSC)申請
 - インドの所得税申告書 (Income Tax Return - ITR) の提出
 - インドにおける移転価格税制 (Transfer Pricing) ルール遵守
- インド政府は2020年財政法において、インドからの唯一の収入源がロイヤリティとFTS (技術役務提供) である外国企業/非居住者に対して、115A条で規定する税率を上回る源泉徴収を行う場合は、所得申告の免除を認めていました。
- もし、外国企業 (非居住者) が上記の様なコンプライアンスを回避したい場合は新規基本税率20%で源泉徴収を行う事で回避が可能です。

結論

今回の改正により、インド政府は非居住者や外国企業に対してインド側から海外に支払われるロイヤリティ等に対する管理をさらに強化し、税務コンプライアンスを確保することを目的としています。

お問い合わせ

詳細に関しましては、こちらの担当者までご連絡下さい。



Mayank Srivastava (マヤンク スリバスタバ)
Director | Tax Practice

Mobile: +91-93-3536-3533
Email: Mayank@HLS-Global.in



Ejima Naoto (江嶋直人)
General Manager | Japan Desk

Mobile: +91-91-0803-0825
Email: nejima@HLS-Global.in

本記事において、正確な情報の掲載に努めて参りますが、必ずしも正確性および合法性、安全性などを保証するものではありません。本記事の省略および誤りにより引き起こされる損害等について、当社は一切の責任を負いかねます。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

HLSグローバル（インド）

New Delhi (Corporate Office)

ニューデリー（インド本社）
Vegas Mall, Office Block-B, 8th
Floor, Unit No.883, Sector-14,
Dwarka, New Delhi 110075 | India
Tel.: +91-11-6134-0450
Email: Info@HLS-Global.in
JapanDesk@HLS-Global.in

Gurugram

グルグラム
Level 1, Building No. 10A,
DLF Cyber City, Gurugram
Tel.: +91-79-8266-6136
Email: Info@HLS-Global.in

Japanese Zone - Neemrana

ニムラナ日系企業工業団地
Office No. 206, Regent Square
Mall, CP-4, Japanese Zone,
Neemrana, Rajasthan - 301705
Tel.: +91-73-5732-0237
Email: JapanDesk@HLS-Global.in

Lucknow

ラクナウ
Office No. 22/181, Indira Nagar,
Lucknow, Uttar Pradesh - 226016
Tel.: +91-93-3536-3533
Email: Info@HLS-Global.in

Mumbai

ムンバイ
Plot C-20, G Block Near
MCA, Bandra Kurla
Complex, Bandra(East),
Mumbai City MH 400051
Tel.: +91-93-3536-3533
Email: Info@HLS-Global.in

Ahmedabad

アーメダバード
A - 413, Titanium Business Park,
Beside Railway underpass,
Makarba, Ahmedabad-380051
Tel.: +91-79-8266-6136
Email: Info@HLS-Global.in

SNSのフォローはこちらから



www.HLS-Global.in

Noida

ノイダ
304, 3rd Floor, Tradex
Tower-1, Alpha
Commercial Belt, Alpha-1,
Greater Noida,
Uttar Pradesh-201310
Tel.: +91-79-8266-6136
Email: Info@HLS-Global.in

Bangalore

バンガロール
Old Data Center, West Wing,
North Tower, Level 6, ITC Green
Centre, Dodda Banaswadi Main
Rd, Bengaluru, Karnataka 560005
Tel.: +91-79-8266-6136
Email: Info@HLS-Global.in

HLSグローバル（海外拠点）

日本オフィス

東京

www.HLS-Global.jp

米国オフィス

ロサンゼルス
（アメリカ本社）
ニューヨーク
インディアナポリス
シカゴ
アトランタ
サンノゼ

www.HLS-Global.com

メキシコオフィス

メキシコシティ
イラプアト

www.HLS-Global.mx

ドイツオフィス

シュトゥットガルト

www.HLS-Global.de



日系会計法人アストムグループパートナー

<https://asthom.co.jp/>

ドイツ

香港

インド

日本

マレーシア

フィリピン

シンガポール

タイ

米国

ベトナム